

板橋区立大谷口小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 10 月 1 日策定

令和 6 年 4 月 1 日改訂

板橋区立大谷口小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、板橋区立大谷口小学校の全ての児童が安心して生活し、充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

(根拠 「いじめ防止対策推進法」第 13 条 「板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」第 10 条)

<いじめの定義>

いじめとは、児童に対して、当該児童が一定の人的関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。とする。(インターネットを通じて行われるものを含む)

<いじめの認知>

- ・ 行為をした者 (A) も行為の対象となった者 (B) も児童であること。
- ・ A と B の人間関係が存在すること。
- ・ A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ・ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること。

以上 4 つの要素を含む行為について、いじめと認知する。

<いじめ防止に向けた基本姿勢>

いじめはどの児童にも起こり得るという認識の下、全ての児童を対象に、いじめ防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

<いじめ防止委員会>

教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応をするために、学校にいじめ防止委員会を設置する。

なお、委員会には校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、特別支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、担任等で構成する。

< いじめに関する具体的方策 >

(未然防止)

- (1) いじめを生まない、見逃さない、許さない学校風土をつくる。
 - ・ 道徳や日常の授業、学校生活、校長講話を通じて、いじめは絶対に許されないことを児童が自覚するよう促す。
 - ・ 日頃からの児童の観察に加え、年間3回程度児童へのアンケート調査を実施し、いじめの兆候を迅速に把握する。
 - ・ いじめの疑いやいじめの事実を把握した際には、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

(2) 教員の指導力の向上と組織的対応の強化を図る。

- ・ 管理職、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する、いじめ防止等の対策のための校内委員会（いじめ防止等対策委員会）を設置する。

※平成 25 年 9 月 27 日 25 板大谷口小第 26 号にて設置済み

- ・ いじめ問題に適切に対応できるようにするため、「いじめ防止教育プログラム」（平成 26 年 2 月 東京都教育委員会）等の資料を活用し、一人一人の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。（アトリエ保管）

(早期発見・早期対応)

(1) 教育委員会や関係機関等との連携を強化する。

- ・ いじめが犯罪行為又は触法行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署や子ども家庭総合支援センター（令和 4 年、4 月 1 日開設）に相談し、連携して対応する。
- ・ いじめにより、児童の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(重大事態への対応)

- (1) いじめにより、児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、緊急に関係諸機関（教育委員会、警察、病院など）に報告する。
- ・ 状況に応じて、子ども家庭総合支援センター、警察教育委員会等と連携し、通告などの対応を行う。

＜保護者への連絡と支援や助言＞

- ・いじめが確認された場合は、関係保護者に学校での事実確認により判明した情報を適切に情報提供し、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- ・学校のいじめ防止の取組について適宜情報提供するとともに、規範意識の醸成や児童のいじめの兆候、ストレス等への気付き等について、各家庭での取組の推進を啓発する。

＜いじめ防止に関する年間計画(令和6年度)＞

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・対面式 ・一年生を迎える会	・基本方針確認 ・相談室、SC紹介 ・学びのエリア研修	・保護者会 ・個人面談 ・学校公開①
5月	・SC面接(5年) ・hyper-QU 実施	・教員自己申告	・コミュニティスクール① ・学校公開②
6月	・ふれあい月間① ・全校集会 ・いじめ防止授業① ・移動教室(6年) ・移動教室(5年)	・校長講話	
7月	・読書週間 ・たてわりンピック	・学期末状況確認	・保護者会 ・学校公開③ ・個人面談 コミュニティスクール②
8月		・校内研修	・読書の推進
9月	・運動会		・家庭教育
10月		・教員自己申告 ・学びのエリア研修	コミュニティスクール③
11月	・ふれあい月間② ・hyper-QU 実施	・校長講話	・学習発表会 ・学校公開④
12月	・いじめ防止授業② ・セーフティ教室	・学期末状況確認	・個人面談 ・学校評価アンケート
1月	・作品展	・校内研修	・学校関係者評価 ・学校公開⑤ コミュニティスクール④
2月	・ふれあい月間③ ・六年生を送る会	・校長講話 ・教員自己評価	コミュニティスクール⑤ ・学校公開⑥
3月		・学年末引き継ぎ ・基本方針改善	・学校評価公表